

横浜市立もえぎ野中学校 P T A 規約

令和 4 年 9 月 22 日改正

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称および事務所)

本会は、横浜市立もえぎ野中学校 P T A といい、事務所を横浜市立もえぎ野中学校におく。

第 2 条 (会員)

本会の会員は、もえぎ野中学校に在学する生徒の保護者と、在勤する教職員をもって構成する。(本会の会員は、青葉区 P T A 連絡協議会、横浜市 P T A 連絡協議会、日本 P T A 全国協議会の会員となる。)

第 3 条 (目的)

本会は、学校・家庭・地域において生徒が、心身ともに健全な成長をするようにはかることを目的として、保護者と教職員が連携し協力して活動する。

第 4 条 (活動)

本会は、次の活動をする。

- (1) 学校教育、家庭教育をより充実させるための活動。
- (2) 地域への理解を深め、生徒の校外生活をより豊かで健全なものにするための活動。
- (3) 広く教育問題を考え、教育条件を向上させるための活動。
- (4) よりよい保護者・教職員となるための活動。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な活動。

第 5 条 (方針)

本会の方針は、次のとおりとする。

- (1) 自主的、民主的団体として活動する。
- (2) 営利的・宗教的・政党的な活動をしない。
- (3) 学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第 2 章 組 織

第 6 条 (組織)

本会は、次の組織を持つ。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 各委員会および特別委員会
- (4) 役員会
- (5) 選挙世話人会

第 7 条 (総会)

- 1 総会は全会員によって構成され、本会の最高議決機関である。
- 2 定期総会は、年度始めの年 1 回行う。
 - (1) 年度始めの総会
 - ・前年度の事業、決算、監査等の報告およびその承認
 - ・本年度の活動計画案、予算案およびその他の議案等の審議承認
 - ・新年度の役員および会計監査の紹介
 - ・委員等の紹介
 - ・その他、会員にはかりたいこと
- 3 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の 6 分の 1 以上の要求があった場合に開催することができる。
- 4 総会は、会員の 3 分の 1 以上の出席によって成立する。ただし、委任状も認める。
- 5 総会の議決は出席者の過半数で成立する。
- 6 対面の総会開催ができない場合は、書面による総会を開催することができる。書面総会は、議案と議案の説明文書を 1 週間以上前に配付し、書面または電子メールなどで賛否を問うものとする。
- 7 書面総会は、会員への議案と議案の説明文書の配布によって成立する。
- 8 書面総会は、会員の 3 分の 1 以上の書面または電子メールなどでの回答によるものとし、その過半数をもって成立する。

第 8 条 (運営委員会)

運営委員会は、総会につぐ議決・連絡機関である。

- 1 運営委員会は、次のメンバーによって構成する。
 - ・役員
 - ・各委員会委員長・副委員長
 - ・学校代表
 - ・教職員代表

- 2 運営委員会は、会長が招集し、原則として月1回開催する。役員会もしくは各委員会ならびに学校の要請により、臨時に開催することもある。
- 3 運営委員会は次の事項を行なう。
 - (1) 各委員会の事業計画を検討・調整する。
 - (2) 総会に提出する議案・報告書を作成する。
 - (3) 特別委員会を設けることができる。
 - (4) 細則を制定し、改廃することができる。
 - (5) 臨時総会の開催を決めることができる。
 - (6) 運営委員会は、構成員の過半数以上の出席によって成立する。
 - (7) 会員は、運営委員会を傍聴することができる。

第 9 条 (各委員会および特別委員会)

- 1 本会は、第4条活動を推進するために、次の委員会をおく。
 - (1) 学年学級委員会
 - (2) 広報委員会
 - (3) 成人保健委員会
 - (4) 校外委員会
 - (5) 特別委員会
 - (6) 広報委員会・成人保健委員会・校外委員会においては、各学年より4名、学年学級委員会は各学年より6名選出する。
- 2 各委員会は、互選により、委員長・副委員長を1名選出する。ただし、学年学級委員会は学年ごとに正副委員長を選ぶ。また、過去に各種委員会、選挙世話人会の委員長・副委員長または役員を経験した者(兄弟姉妹を含む)は、本人の意志がない場合は委員長・副委員長を免除される。総会において、会員にはかる。承認された計画に基づき、活動をすすめる、報告を行なう。
 - (1) 委員長は、その委員会を統括し、副委員長は、委員長を補佐する。
 - (2) 記録係は、委員会における議事内容を記録し、それを書記に提出する。
 - (3) 会員は、各委員会を傍聴することができる。
- 3 学年学級委員会は、学級の諸問題について懇談会を行ない、学年・学級相互の情報交換・連絡をする。
- 4 広報委員会は、広報活動を担当する。
- 5 成人保健委員会は、会員相互の交流を深め、かつ、生徒が健康な日常生活を送れるよう保健衛生・安全・教育問題などについての情報提供及び普及活動をする。
- 6 校外委員会は、地域への理解を深め、会員相互の協力によって、生徒の校外生活をより豊かで健全なものにするために活動する。地区内の集会・連絡にあたる。
- 7 特別委員会は、必要に応じて特別な活動を行なう。
 - (1) 会員および各委員会は、特別委員会の設立を要請することができる。

(2) 特別委員会は、運営委員会の承認を得て設置・発足させることができる。

第 10 条 (役員会)

1 本会は、次の役員をおく。

会長 1 名 (保護者)

副会長 2 名 (保護者)

書記 2 名 (保護者と教職員各 1 名)

会計 2 名 (保護者と教職員各 1 名)

2 役員は合議によって会の活動をする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会務の円滑な推進をはかる。

(3) 書記は、本会の活動に関わる記録を統括し、庶務を行なう。

(4) 会計は、本会の経理を担当する。

3 役員は、会員による立候補及び推薦により選出する。

4 役員の任務は、4月から翌年3月までとする。

5 役員に欠員ができた場合は、運営委員会で選考し、補充することができる。その経過はすみやかに会員に伝えなければならない。

6 役員経験者は、役員候補者に選ばれても受ける意志がなければ免除される。また委員についても (兄弟姉妹も含む) 本人の意志がない場合は引き受けなくてよい。

第 11 条 (選挙世話人会)

役員および会計監査選出については、選挙世話人会がこれにあたる。

1 選挙世話人の選出については、各学年より 4 名・教職員より 1 名をもって構成し、互選により委員長・副委員長を選出する。ただし、過去に各種委員会、選挙世話会の委員長・副委員長または役員を経験した者 (兄弟姉妹を含む) は、本人の意志がない場合は委員長・副委員長を免除される。

2 選挙世話会は、4月に発足し、承認書において役員・会計監査の承認とともに解散する。ただし、選挙活動に入るのは10月以降とする。

3 選挙世話会は、全会員に立候補・推薦用紙を配付し、役員立候補または会計監査立候補、及び役員候補 3 名と会計監査候補 1 名の推薦を依頼する。推薦者は記名を希望しない場合は無記名で推薦用紙を提出することができる。ただし、推薦用紙の配付は世帯数とする。

4 立候補する者は、立候補・推薦用紙に役員に立候補する旨を記載し、提出する。

5 選挙世話会は、役員立候補者、被推薦者を招集し、仕事内容の説明会などを行った上で、調整し、役員 5 名の候補を選出する。

6 選挙世話会は、会計監査立候補者、被推薦者を招集し、仕事内容の説明会などを行った上で、調整し、会計監査 2 名の候補を選出する。

7 全会員に、役員及び会計監査候補者を公示し、承認書において、承認を得る。

第 3 章 会 計

第 12 条 (会費)

本会の会費は、会費を納めるものとする。

会費は、1 会員（1 世帯）月額 300 円（12 ヶ月分）とする。

ただし、特別の事情のある場合は、会費の納入を免除する。

第 13 条 (経費)

本会の活動に要する経費は、会員等の収入をもってあてる。

第 14 条 (経理)

本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行なわれる。

第 15 条 (決算)

本会の決算は、年度末会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 16 条 (会計年度)

本会の会計年度は、4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 17 条 (会計監査)

本会の経理を監査するために 2 名の会計監査をおく。

- 1 会計監査の選出は、役員選出の立候補・推薦と同時に立候補と推薦を受け付ける。
- 2 会計監査 2 名のうち、少なくとも 1 人は会計経験者が望ましい。
- 3 会計監査の任期は 1 年間とする。ただし、2 年間連続で会計監査を務めることはできない。
- 4 会計監査は、この会の会計について適正に行われているかを監査し、その結果を総会に報告する。

第 4 章 細 則

第 18 条 (細則の設定)

本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

- 1 規約改正を前提に総会で承認された案件は、試行案として細則に記するものとする。
- 2 試行案は、2 年の試行期間を設け、期間終了年度には必ず改正、取り消し、期間延長のいずれかの手続きを行う。

第 5 章 規約改正

第 19 条 (規約改正)

本規約は総会において審議され、出席者の3分の2以上の同意があれば、改正することができる。

ただし、改正案は総会開催の1週間前に、その内容ならびに理由を文書をもって全会員に知らせなければならない。

以上

以上の規約は、昭和57年9月17日より実施する。

[規約改正]

平成25年5月24日	一部改正 (第9条—2)
平成25年5月24日	一部改正 (第11条—1)
平成27年3月10日	一部改正 (第10条—4)
平成30年2月22日	一部改正 (第9条—1)
平成30年2月22日	一部改正 (第9条—2)
平成30年2月22日	改正 (第10条—6)
平成30年2月22日	改正 (第11条—7)
令和3年11月29日	改正 (第9条、10条、11条、17条)
令和4年 9月22日	改正 (第9条、11条、7条)

[細則改正]

平成30年2月22日	細則削除
令和4年2月28日	細則制定 (委員の選出方法)
令和4年9月22日	細則削除

[PTA規約の内規改正]

平成10年3月 7日	一部改正・一部削除
平成12年3月 4日	一部改正

[PTA規約の追加]

平成15年5月30日	追加
平成20年2月25日	追加 (第18条—1・2)

P T A 規約の内規

1) 慶弔規定

		結婚祝	死亡慶弔	災害その他
T	本人	5,000 円	10,000 円	その程度による
	家族	/	10,000 円	
P	本人	5,000 円	10,000 円	
	家族	/	10,000 円	

2) 死亡弔慰の教職員の家族については、配偶者及び子どもとする。

3) 災害見舞は、会員の居住する家屋、或いは家財が災害を被った場合、その程度によって、役員会にはかり、見舞金または見舞品をおくる。

4) 教職員の転退職の場合、餞別をおくる。

5) その他、必要に応じて役員会にはかって決める場合もあるが、その都度、運営委員会および会員に報告する。